

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
所長会議規程

〔平成16年4月19日〕  
規程第23号

改正 平成17年3月29日規程第8号

改正 平成21年3月31日規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構基本通則（平成16年基本通則第1号）第18条第2項の規定に基づき、所長会議の組織及び運営について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 所長会議は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の経営及び教育研究に関する重要事項について、協議・調整を行う。

(組織)

第3条 所長会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 理事
- (3) 所長
- (4) 施設長
- (5) 局長
- (6) その他機構長が必要と認める者

(議長)

第4条 所長会議の議長は、機構長とする。

2 議長は、所長会議の会務を総理する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する者が、その職務を行う。

(招集)

第5条 所長会議は、必要に応じ、議長がこれを招集する。

(庶務)

第6条 所長会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 議長は、必要に応じ関係職員の出席を求めることができる。

2 この規程に定めるもののほか、所長会議の運営に必要な事項は、所長会議において定める。

附 則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月29日規程第8号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規程第16号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。